

(介護保険・要介護) 訪問看護料金表

かすがい訪問看護リハビリステーション

所在地：青梅市＝3級地（1単位＝11.05円） 令和5年10月1日 現在

看護師の訪問

	単位数	10割	1割	2割	3割
(1) 所要時間20分未満の場合	313単位	3,458円	346円	692円	1,038円
(2) 所要時間30分未満の場合	470単位	5,193円	520円	1,039円	1,558円
(3) 所要時間30分以上1時間未満の場合	821単位	9,072円	908円	1,815円	2,722円
(4) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合	1125単位	12,431円	1,244円	2487円	3,730円

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の訪問

	単位数	10割	1割	2割	3割
(5) 理学療法士等による訪問の場合（20分）	293単位	3,237円	324円	648円	972円
(6) 理学療法士等による訪問の場合（40分）	586単位	6,475円	648円	1,295円	1,943円
(7) 理学療法士等による訪問の場合（60分）	792単位	8,751円	876円	1,751円	2,626円

加算等

	単位数	10割	1割	2割	3割	
複数名訪問加算（Ⅰ）	複数の看護師等が同時に所要時間30分未満指定訪問看護を行った場合	254単位	2,806円	281円	562円	842円
	複数の看護師等が同時に所要時間30分以上指定訪問看護を行った場合	402単位	4,442円	445円	889円	1,333円
複数名訪問加算（Ⅱ）	看護師等が看護補助者と同時に所要時間30分未満指定訪問看護を行った場合	201単位	2,221円	223円	445円	667円
	看護師等が看護補助者と同時に所要時間30分以上指定訪問看護を行った場合	317単位	3,502円	351円	701円	1,051円
長時間訪問看護加算（1回につき）※特別管理加算の対象者に限る	300単位	3,210円	321円	642円	963円	
緊急時訪問看護加算（1月につき）	574単位	6,342円	635円	1,269円	1,903円	
特別管理加算（Ⅰ）（1月につき）	500単位	5,525円	553円	1,105円	1,658円	
特別管理加算（Ⅱ）（1月につき）	250単位	2,762円	277円	553円	829円	
看護体制強化加算Ⅰ（1月につき）	550単位	6,077円	608円	1,216円	1,824円	
看護体制強化加算Ⅱ（1月につき）	200単位	2,210円	221円	442円	663円	
サービス提供体制強化加算Ⅰ（1回につき）	6単位	66円	7円	14円	20円	
サービス提供体制強化加算Ⅱ（1回につき）	3単位	33円	4円	7円	10円	
ターミナルケア加算(死亡月につき)	2000単位	22,100円	2,210円	4,420円	6,630円	
初回加算（1月につき）	300単位	3,315円	332円	663円	995円	
退院時共同指導加算 （1回（特別な管理を必要とする利用者については2回）に限り）	600単位	6,630円	663円	1,326円	1,989円	
看護・介護職員連携強化加算(1月に1回に限り)	250単位	2,762円	227円	553円	829円	
夜間・早朝加算夜間（18時～22時）・早朝（6時～8時）は訪問看護費の25%増						
深夜加算深夜（22時～6時）は訪問看護費の50%増						

その他（実費負担等）

◆キャンセル料金	1回2,000円 ※ご連絡がなくキャンセルをした場合。ただし、緊急性が高い場合はその限りではありません。
◆交通費	※サービス提供範囲を越えた地点から、片道1kmあたり50円の交通費が1回あたりの訪問にかかります。
◆休日	1訪問につき3,000円 ※休業日（日曜日、12/29～翌年1/3） 0:00～24:00
◆エンゼルケア	20,000円（夜間・早朝25%増、深夜50%増、休日50%増）（消費税込み）

- ※1 初回加算：休止などにより、最終ご利用月から2か月以上経ってから再開する場合、または要支援から要介護に変わって（逆も同様）訪問看護計画書を新たに作成する場合に加算されます。
- ※ リハビリ職（PT、OT、ST）の訪問上限時間は週120分までです。
- ※ 准看護師が指定訪問看護を行った場合は上記単位数の10%減となります。
- ※ 緊急時訪問看護加算・特別管理加算Ⅰ・Ⅱは区分支給限度額の算定対象外となります。